

国の動き

1. 児童福祉法の抜本的改正(H28)

「家庭養育優先原則」の徹底

- ①家庭において健やかに養育されるように保護者を支援
- ②家庭養育が適当ではないときには「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう養子縁組、**里親やファミリーホームへの委託を推進**
- ③「良好な家庭環境」において養育されるよう施設の小規模かつ地域分散化(グループホーム等)を推進

2. 新しい社会的養育ビジョン(H29)

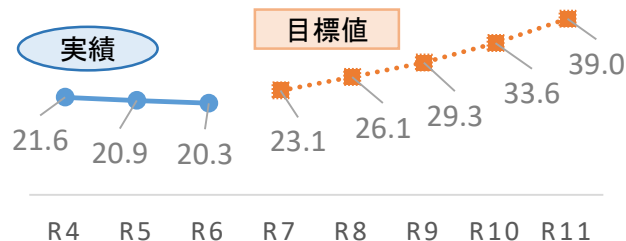
里親委託率の目標値

3歳未満	概ね5年以内に75%以上
3歳以上就学前	概ね7年以内に75%以上
学童期以降	概ね10年以内に50%以上

山形県の現状

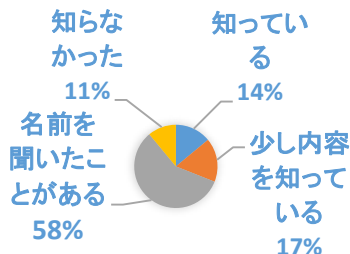
更なる里親委託の推進が必要

近年里親委託率は横ばいで推移しており、山形県社会的養育推進計画において策定した目標値の達成に向け更なる取組が求められている。



里親制度の理解が普及していない

R6年度県民に行ったアンケートでは、里親制度について「知らなかった」「名前を聞いたことがある」が約7割となっている。



啓発のターゲットと事業展開

1. ターゲットとねらい

●定年退職世代

子育てが一段落し、
経済的・時間的な余裕あることを想定し、
年長児の養育を期待

●子育て世代

即戦力として、
乳幼児の養育を期待

2. 令和6年度の実施内容と振り返り

【実施内容】

オンラインフォーラムを開催。支援者による制度説明や先輩里親による体験談発表を行った。なお開催にあたって、新聞広告、WEB広告、テレビCMにより広く県民に視聴を呼びかけた。

【成果】

オンラインフォーラムの動画は514回視聴され(R7.1.31時点)里親制度の理解促進に寄与した。

【課題】

オンラインフォーラムで事業が終了しており、里親登録申請に向けた次の具体的な行動に結びつかなかったという側面がある。具体的には、申請前に参加を必須としている里親説明会への誘導がなく、R6年度の説明会参加者は43名であった。(R5年度の参加者は80名)

3. 今年度の事業展開のポイント

- ・事業単発ではなく、その後の里親登録申請につながるような普及啓発とする。(説明会参加への誘導、繰り返し活用できる短編動画の作成等)
- ・実際の里親養育をイメージし「自分にもできるかも」「やってみたい」と意向を強めるような広報を実施(里親が里子と接している様子を映像として活用する、里親や里子の生の声を活用する等)